**東京教会 宣教方針**

**Ⅰ．宣教支援地域の区分**

**１．集中支援地域**：戦略的に重要な教会または地域に集中的に支援する。例えば、東京教会が教会を開拓したり、ある地域を集中して継続的に支援する必要があるケースがこれに該当する。

**２．一般支援地域**：宣教支援が必要な教会または地域に経済的、人的支援を行う。

**Ⅱ．集中支援地域（戦略的開拓）への支援原則**

**１．東京教会が教会を開拓する場合**

　①特定地域になぜ教会を建てるべきか明確な趣旨（目的）がなくてはならない。

　②開拓教会の教役者がいなければならない。この場合、東京教会で数年間務めた教役者の中から信徒の皆さんの信頼が得られる教役者に対して堂会（責任役員会）が決定する。

　③教会開拓チームを設立する。

　④教会開拓に関する詳細は堂会（責任役員会）と宣教委員会、教会開拓チームが緊密に連携して進める。

　⑤教会開拓のために毎年資金を集めながら人的資源の準備も進める。

**２．既存の教会または教役者に集中支援する場合**

1. 集中支援すべき必要性、宣教の可能性を検討する。
2. 支援対象の方の訓練が必要である。
3. 東京教会との緊密な関係構築が必要である。

**Ⅲ．一般支援地域への支援原則**

**１．緊急性**

　①教会（宣教団体）が困っているのか、それとも教役者（宣教師）が困っているのか。

　②困っている状況をどのように証明できるのか。

**２．可能性**

①支援をすれば実際宣教ができるのか。

1. それをどのように把握できるのか。

③生活に困っている場合は、宣教費ではなく救済費で支出するのが好ましい。

**３．信頼性**

①その教役者および教会（団体）は信頼できるのか。

②それをどのように把握できるのか。

**４．関係性**

　①東京教会と宣教のパートナー（同役者）になれるのか。

　②宣教支援を受ける当事者は東京教会に宣教報告を定期的に行う必要がある。

**Ⅳ．宣教支援期間**

１．三年間を基本とする。原則として三年が過ぎれば宣教支援は打ち切る。

２．必要な場合、再検討はできる。

３．但し、集中宣教支援地域と海外は宣教支援期間を別途定める。

**Ⅴ．宣教支援金額**

１．月3万円～5万円とする。

２．集中宣教支援地域の場合は堂会（責任役員会）にて決定する。

**Ⅵ．宣教支援金の受け取り当事者**

１．教会を担当する教役者またはその地域で宣教活動をする宣教師に支給する。

２．支給された当事者は担当教会及び宣教団体にその旨を報告して宣教支援金を使う。

３．もし受け取り当事者がその教会及び地域を離れた場合は宣教支援金が打ち切られ

る。すなわち、教会または教役者（宣教師）のどちらにも宣教支援金を支給しない。

４．宣教地域を変更された場合、再度申請すれば再審議で承認を得た場合に限り支援ができる。

**Ⅶ．宣教支援対象の選定の手続き**

１．宣教支援対象は堂会（責任役員会）にて最終選定する。必要に応じて公開募集を行うこともできる。

２．そのために宣教に関係する責任者および機関はお互いに緊密な連携を取りながら宣教対象の選定の仕事を進める。

３．すべての資料および選定におけるプロセス（過程）は文書として記録を残す。

４．関係者同士の情報共有および討議の場を設ける。ちなみに、不必要な誤解や混乱を防ぐために、堂会（責任役員会）の最終決定が発表されるまでは機密保持を徹底する。

**Ⅷ．その他**

１．北韓（北朝鮮）宣教の規定が必要である。

以上

※2017年5月の責任役員会にて承認。